

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月26日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第44号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 配当 歳出予算の執行事務を担当すべき範囲を配分するために知事が発する命令をいい、<u>財政課長</u>が処理する本配当及び<u>課長</u>が処理する再配当とする。</p> <p>(11) 配付 継続費及び債務負担行為に係る予算の執行事務（支出負担行為に限る。）を担当すべき範囲を配当するために知事が発する命令をいい、<u>財政課長</u>が処理する本配付及び<u>課長</u>が処理する再配付とする。</p> <p>(12)～(19) (略)</p> <p>(歳出予算の配当)</p> <p>第16条 <u>財政課長</u>は、歳出予算の範囲内で<u>課長</u>に対し、歳出予算を本配当するものとする。</p> <p>2 <u>課長</u>は、前項の本配当を受けようとするときは、歳出予算本配当要求書を作成し、<u>財政課長</u>に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>課長</u>は、第1項の規定により本配当された額の範囲内で、その所掌する事務所長に対し、歳出予算を再配当するものとする。</p> <p>(執行委任)</p> <p>第17条 <u>課長</u>は、前条第1項の規定により本配当を受けた歳出予算について、その性質により当該課で執行し難いと認めるときは、他の<u>課長</u>と協議して当該<u>課長</u>に執行を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合において、執行を委任した<u>課長</u>は、執行の委任を受けた<u>課長</u>（事務所において執行する場合は、当該事務所長）に対し、本配当を受けた額の範囲内で歳出予算を再配当しなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 配当 歳出予算の執行事務を担当すべき範囲を配分するために知事が発する命令をいい、<u>総務部長</u>が処理する本配当及び<u>部局長</u>が処理する再配当とする。</p> <p>(11) 配付 継続費及び債務負担行為に係る予算の執行事務（支出負担行為に限る。）を担当すべき範囲を配当するために知事が発する命令をいい、<u>総務部長</u>が処理する本配付及び<u>部局長</u>が処理する再配付とする。</p> <p>(12)～(19) (略)</p> <p>(歳出予算の配当)</p> <p>第16条 <u>総務部長</u>は、歳出予算の範囲内で<u>部局長</u>に対し、<u>当該部局の各課別に</u>、歳出予算を本配当するものとする。</p> <p>2 <u>部局長</u>は、前項の本配当を受けようとするときは、<u>各課別に</u>歳出予算本配当要求書を作成し、<u>総務部長</u>に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>部局長</u>は、第1項の規定により本配当された額の範囲内で、その所掌する事務所長に対し、歳出予算を再配当するものとする。</p> <p>(執行委任)</p> <p>第17条 <u>部局長</u>は、前条第1項の規定により本配当を受けた歳出予算について、その性質により当該部局で執行し難いと認めるときは、他の<u>部局長</u>と協議して当該<u>部局長</u>に執行を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合において、執行を委任した<u>部局長</u>は、執行の委任を受けた<u>部局長</u>（事務所において執行する場合は、当該事務所長）に対し、本配当を受けた額の範囲内で歳出予算を再配当しなければならない。</p>

(歳出予算の項の流用)

第23条 課長は、毎会計年度の予算の定めるところにより歳出予算の各項の金額を流用する必要があるときは、その理由を記載した歳出予算流用申請書を作成し、財政課長に提出しなければならない。

2 財政課長は、前項の歳出予算流用申請書により流用の適否を審査し、流用を決定したときは、当該課長に対し流用すべき金額を通知しなければならない。

3 (略)

(歳出予算の目節の流用)

第24条 課長は、歳出予算の目節の金額を流用しようとするときは、その理由を記載した歳出予算流用調書によりこれを決定しなければならない。

2 事務所長は、歳出予算の目節の金額を流用する必要があると認めるときは、その理由を記載した歳出予算流用調書を付して当該歳出予算を所掌する課長に申請しなければならない。

3 課長は、前項の申請に係る流用について第1項の決定をしたときは、当該事務所長にその内容を通知しなければならない。

4 (略)

(予算科目の追加設定)

第26条 課長は、歳入歳出予算の執行に関し、収入又は支出すべき科目(目又は節をいう。以下この条において同じ。)がない場合において、特に科目を追加して設置する必要があるときは、歳入予算科目追加申請書又は歳出予算科目追加申請書を作成し、財政課長に提出しなければならない。

2 財政課長は、前項の歳入予算科目追加申請書又は歳出予算科目追加申請書の提出があつたときは、その内容を調査し、科目を設定する必要があると認めるときは、当該課長に追加設定すべき科目名を通知しなければならない。

3 前2項に規定する事務は、別に定める者に処理させることができるものとする。

別表第2 (第3条、第4条の2関係)

(1) 地域振興局

区分 費目	委任	専 決		
		部 長	分庁舎 副部長	維持管 理事務 所長等
(略)				
2 分担金及び負担金	(略)	全 額		(略)

(歳出予算の項の流用)

第23条 部局長は、毎会計年度の予算の定めるところにより歳出予算の各項の金額を流用する必要があるときは、その理由を記載した歳出予算流用申請書を作成し、総務部長に提出しなければならない。

2 総務部長は、前項の歳出予算流用申請書により流用の適否を審査し、流用を決定したときは、当該部局長に対し流用すべき金額を通知しなければならない。

3 (略)

(歳出予算の目節の流用)

第24条 部局長は、歳出予算の目節の金額を流用しようとするときは、その理由を記載した歳出予算流用調書によりこれを決定しなければならない。

2 事務所長は、歳出予算の目節の金額を流用する必要があると認めるときは、その理由を記載した歳出予算流用調書を付して当該歳出予算を所掌する部局長に申請しなければならない。

3 部局長は、前項の申請に係る流用について第1項の決定をしたときは、当該事務所長にその内容を通知しなければならない。

4 (略)

(予算科目の追加設定)

第26条 部局長は、歳入歳出予算の執行に関し、収入又は支出すべき科目(目又は節をいう。以下この条において同じ。)がない場合において、特に科目を追加して設置する必要があるときは、歳入予算科目追加申請書又は歳出予算科目追加申請書を作成し、総務部長に提出しなければならない。

2 総務部長は、前項の歳入予算科目追加申請書又は歳出予算科目追加申請書の提出があつたときは、その内容を調査し、科目を設定する必要があると認めるときは、当該部局長に追加設定すべき科目名を通知しなければならない。

別表第2 (第3条、第4条の2関係)

(1) 地域振興局

区分 費目	委任	専 決		
		部 長	分庁舎 副部長	維持管 理事務 所長等
(略)				
2 分担金及び負担金	(略)	2,000 万円未		(略)

(略)				
4 国庫支出金	(略)	全 額		
5 財産収入 (1) 財産運用収入	(略)	(略)		
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				
7 諸収入	全額	全 額		
雑入	全額	全 額		
雑入	全額	全 額		
雑入	全額	全 額	40万円 未満	10万円 未満

(2) 地域振興局以外の事務所

費目	区分	委 任
(略)		
2 分担金及び負担金		全 額
(略)		
4 国庫支出金		全 額
5 財産収入 (1) 財産運用収入		(略)
(2) (略)		(略)
(略)		
7 諸収入		(略)

(略)				
4 国庫支出金	(略)	2,000 万円未 満		
5 財産収入 (1) 財産運用収入	(略)	(略)		
財産貸付収入	全額	200万 円未満		
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				
7 諸収入	全額	全 額		
(1) 延滞金、加算金及び過料等	全額	100万 円未満		
(2) 雑入	全額	全 額		
ア 違約金及び延納利息	全額	200万 円未満		
イ 雑入	全額	全 額		
(7) 損失補償回収金	全額	200万 円未満		
(イ) 雑入	全額	200万 円未満	40万円 未満	10万円 未満

(2) 地域振興局以外の事務所

費目	区分	委 任
(略)		
2 分担金及び負担金		2,000万円 未満
(略)		
4 国庫支出金		2,000万円 未満
5 財産収入 (1) 財産運用収入		(略)
財産貸付収入		200万円未 満
(2) (略)		(略)
(略)		
7 諸収入		(略)
(1) 延滞金、加算金及び過料等		100万円未 満
(2) 雑入		全 額

--	--

備考

- 1・2 (略)
- 3 生活保護法第63条の規定による返還金及び他の者の公有財産の使用に伴い分担させる光熱水費等の雑入の執行については、金額にかかわらず、第1号の表にあつては、部長に専決させるものとする。

別表第2の2（第3条、第4条の2関係）

(1) 地域振興局

区分 費目	委任	専 決			
		部長	分庁 舎副 部長	維持管 理事務 所長等	副部 長等
(略)					
6 報償費	(略)				全額
(略)					
9 需用費	(略)	100 万円 超		100万 円以下	100 万円 以下
(略)	(略)	(略)			
10 役務費	(略)	100 万円 超			100 万円 以下
11 委託料	(略)	100 万円 超	(略)	100万 円以下	100 万円 以下
工事請 負費に 準ずる	(略)	1,000 万円 未満 250 万円 超	(略)	250万 円以下	250 万円 以下

ア 違約金及び延納利息	200万円未 満
イ 雑入	全額
(ア) 損失補償回収金	200万円未 満
(イ) 雑入	200万円未 満

備考

- 1・2 (略)
- 3 財産貸付収入のうち新潟県宿舍管理規則（昭和48年新潟県規則第21号）に規定する宿舍の貸付けに係るもの、延滞金、加算金及び過料等のうち県税に係るもの、生活保護法第63条の規定による返還金及び他の者の公有財産の使用に伴い分担させる光熱水費等の雑入の執行については、金額にかかわらず第1号の表にあつては部長に専決させ、第2号の表にあつては事務所長が行うものとする。

別表第2の2（第3条、第4条の2関係）

(1) 地域振興局

区分 費目	委任	専 決			
		部長	分庁 舎副 部長	維持管 理事務 所長等	副部 長等
(略)					
6 報償費	(略)	50万 円以 上			50万 円未 満
(略)					
9 需用費	(略)	50万 円以 上		100万 円未満	50万 円未 満
(略)	(略)	(略)			
10 役務費	(略)	50万 円以 上			50万 円未 満
広告料	全額	100 万円 未満			
11 委託料	(略)	1,000 万円 未満	(略)	100万 円未満	
工事請 負費に 準ずる	(略)	3億 円未 満	(略)	250万 円未満	

委託料		億円未満				委託料				
建設工事に関する委託料	(略)	<u>100万円超</u> 2,000万円未満	(略)	100万円以下 (維持管理事業に係るものにあつては400万円未満とし、知事が指定する災害関連事業に係るものにあつては1,000万円未満とする。)	100万円以下	建設工事に関する委託料	(略)	2,000万円未満	(略)	100万円未満 (維持管理事業に係るものにあつては400万円未満とし、知事が指定する災害関連事業に係るものにあつては1,000万円未満とする。)
違法駐車車両移動等委託料並びに庁舎の保守管理、除雪、職業訓練及び健康診断に係る委託料	(略)	<u>100万円超</u>	(略)	100万円以下	100万円以下	違法駐車車両移動等委託料並びに庁舎の保守管理、除雪、職業訓練及び健康診断に係る委託料	(略)	全額	(略)	100万円未満
12 使用料及び賃借料	(略)	80万円超			80万円以下	12 使用料及び賃借料	(略)	50万円以上		50万円未満
13 工事請負費	(略)	<u>250万円超</u> 3億円未満	(略)	250万円以下 (維持管理事業に係るものにあつては	250万円以下	13 工事請負費	(略)	3億円未満	(略)	250万円未満 (維持管理事業に係るものにあつては

(略)	(略)			(略)
(略)				
(2) 地域振興局以外の事務所				
費目	区分	委任	専決	
			次長	
(略)				
6 報償費	(略)		全額	
(略)				
9 需用費	(略)		100万円以下	
(略)	(略)			
10 役務費	(略)		100万円以下	
11 委託料	(略)		100万円以下	
工事請負費に準ずる委託料	(略)		250万円以下	
建設工事に関する委託料	(略)		100万円以下	
違法駐車車両移動等委託料並びに庁舎の保守管理、除雪、職業訓練及び健康診断に係る委託料	(略)		100万円以下	
12 使用料及び賃借料	(略)		80万円以下	
13 工事請負費	(略)		250万円以下	
14 原材料費	(略)		160万円以下	
15 備品購入費	(略)		160万円以下	
動物購入に係る備品購入費	(略)		160万円以下	
16 負担金、補助及び交付金	(略)		100万円以下	
電気、ガス、水道及び電話に係る工事負担金	(略)		100万円以下	
(略)	(略)		(略)	
(略)				
備考 (略)				

別表第3 (第4条関係)

(略)	(略)			(略)
(略)				
(2) 地域振興局以外の事務所				
費目	区分	委任	専決	
			次長	
(略)				
6 報償費	(略)		50万円未満	
(略)				
9 需用費	(略)		50万円未満	
(略)	(略)			
10 役務費	(略)		50万円未満	
広告料			100万円未満	
11 委託料	(略)			
工事請負費に準ずる委託料	(略)			
建設工事に関する委託料	(略)			
違法駐車車両移動等委託料並びに庁舎の保守管理、除雪、職業訓練及び健康診断に係る委託料	(略)			
12 使用料及び賃借料	(略)		50万円未満	
13 工事請負費	(略)			
14 原材料費	(略)			
15 備品購入費	(略)			
動物購入に係る備品購入費	(略)			
16 負担金、補助及び交付金	(略)			
電気、ガス、水道及び電話に係る工事負担金	(略)			
(略)	(略)		(略)	
(略)				
備考 (略)				

別表第3 (第4条関係)

専決区分 費目	副知事	部局長	課長
(略)			
2 分担金及び負担金			全額
(略)			
4 国庫支出金			全額
5 財産収入 (1) 財産運用収入			(略)
(2) 財産売払収入	(略)	500万円以上 1,000万円未満	500万円未満
ア・イ (略)		(略)	(略)
(略)			
7 繰入金			全額
8 諸収入			(略)
9 県債			全額

備考

1・2 (略)

専決区分 費目	副知事	部局長	課長
(略)			
2 分担金及び負担金		2,000万円以上	2,000万円未満
(略)			
4 国庫支出金 <u>国庫負担金</u>		2,000万円以上	2,000万円未満 全額
5 財産収入 (1) 財産運用収入 <u>財産貸付収入</u>		200万円以上	(略) 200万円未満
(2) 財産売払収入	(略)	1,000万円未満	
ア・イ (略)		(略)	(略)
(略)			
7 繰入金		全額	
8 諸収入 (1) <u>延滞金、加算金及び過料等</u>		100万円以上	(略) 100万円未満
(2) <u>雑入</u>			全額
ア <u>違約金及び延納利息</u>		200万円以上	200万円未満
イ <u>雑入</u>			全額
(7) <u>損失補償回収金</u>		200万円以上	200万円未満
(イ) <u>雑入</u>		200万円以上	200万円未満
9 県債		全額	

備考

1・2 (略)

3 延滞金、加算金及び過料等のうち県税及び放置違反金に係るものは、金額にかかわらず課長に専決させる。

4 財産貸付収入のうち新潟県宿舍管理規則に規定する宿舍の貸付けに係るものは、金額にかかわらず課長に専決させる。

5 生活保護法第63条の規定による返還金、派遣職員に係る職員給与費及び他の者の公有財産の使用に伴い分担させる光熱水費等の雑入の執行については、金額にかかわらず課長に専決させる。

別表第4 (第4条関係)

専決区分	部局長	課長	課長補佐
費目			
(略)			
8 報償費			全額
(略)			
11 需用費		100万円超	100万円以下
(略)		(略)	
12 役務費		100万円超	100万円以下
13 委託料	(略)	100万円超	100万円以下
工事請負費に準ずる委託料	(略)	1,000万円未満 250万円超3億円未満	250万円以下
建設工事に関する委託料	(略)	100万円超 2,000万円未満	100万円以下
違法駐車車両移動等委託料、単価契約に基づく委託料並びに庁舎の保守管理(本庁舎及び2以上の庁舎に係るものを除く。)、除雪、職業訓練及び健康診断に係る委託料	(略)	100万円超	100万円以下
14 使用料及び賃借料		80万円超	80万円以下
15 工事請負費	(略)	250万円超3億円未満	250万円以下
16 原材料費		160万円超	160万円以下

別表第4 (第4条関係)

専決区分	部局長	課長	課長補佐
費目			
(略)			
8 報償費		50万円以上	50万円未満
(略)			
11 需用費		50万円以上	50万円未満
(略)		(略)	
12 役務費		50万円以上	50万円未満
広告料	100万円以上	100万円未満	
13 委託料	(略)	1,000万円未満	
工事請負費に準ずる委託料	(略)	3億円未満	
建設工事に関する委託料	(略)	2,000万円未満	
違法駐車車両移動等委託料、単価契約に基づく委託料並びに庁舎の保守管理(本庁舎及び2以上の庁舎に係るものを除く。)、除雪、職業訓練及び健康診断に係る委託料	(略)	全額	
14 使用料及び賃借料		50万円以上	50万円未満
15 工事請負費	(略)	3億円未満	
16 原材料費		全額	

(略)			
18 備品購入費	(略)	160万 円超	160万 円以下
動物購入に係 る備品購入費		500万 円未満 160万 円超	160万 円以下
19 負担金、補助及 び交付金	(略)	100万 円超	100万 円以下
法令又は条例 の規定により 交付基準が定 められている 負担金、補助 金（医療に関 するものに限 る。）及び交付 金並びに電気、ガス、水道及び電話に 係る工事負担 金 (略)		1,000 万円未 満 100万 円超	100万 円以下 (略)
(略)			
21 貸付金	(略)	100万 円超	100万 円以下
法令又は条例 若しくは規則 の規定により 貸付基準が定 められている 貸付金		1,000 万円未 満 100万 円超	100万 円以下
(略)			
25 積立金		全 額	
(略)			
28 繰出金		全 額	
備考 (略)			
別表第7 (第21条関係)			
合議又は協議を要する事項		合議又は 協議の相	

(略)			
18 備品購入費	(略)	500万 円未満	
動物購入に係 る備品購入費		全 額	
19 負担金、補助及 び交付金	(略)	1,000 万円未 満	
法令又は条例 の規定により 交付基準が定 められている 負担金、補助 金（医療に関 するものに限 る。）及び交付 金並びに電気、ガス、水道及び電話に 係る工事負担 金 (略)		全 額	(略)
(略)			
21 貸付金	(略)	1,000 万円未 満	
法令又は条例 若しくは規則 の規定により 貸付基準が定 められている 貸付金		全 額	
(略)			
25 積立金		1,000 万円以 上	1,000 万円未 満
(略)			
28 繰出金		全 額	
備考 (略)			
別表第7 (第21条関係)			
合議又は協議を要する事項		合議又は 協議の相	

	手方		手方
(略)		(略)	
5 補助金等（新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号）第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の内示又は交付を決定すること（ <u>予算編成時の方針どおりに予算の範囲内で執行するものを除く。</u> ）。	(略)	5 補助金等（新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号）第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の内示又は交付を決定すること（ <u>負担金及び交付金で課長に専決させるもの並びに補助金で100万円未満のもの</u> を除く。）。	(略)
(略)		(略)	
備考		備考	
1・2 (略)		1・2 (略)	
<u>3</u> (略)		<u>3</u> 補助金等の内示又は交付の決定のうち、別に定めるものについては、 <u>合議を要しない。</u>	
<u>4</u> (略)		<u>4</u> (略)	
<u>5</u> (略)		<u>5</u> (略)	
<u>6</u> (略)		<u>6</u> (略)	
<u>7</u> (略)		<u>7</u> (略)	
<u>8</u> (略)		<u>8</u> (略)	
<u>9</u> (略)		<u>9</u> (略)	
		<u>10</u> (略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前になされた支出負担行為に係る支出の命令並びにこれに併せて行う歳入の徴収及び歳入歳出外現金等の受払通知をする権限については、なお従前の例による。